

短期入所生活介護事業所コスモス苑こうほく (介護予防短期入所生活介護事業)

運 営 規 程

(運営規程設置の主旨)

第1条 社会福祉法人ウエルフェアコスモスが開設する短期入所生活介護事業所コスモス苑こうほく（以下「当事業所」という。）が実施する短期入所生活介護サービス（介護予防短期入所生活介護サービス）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業所の目的)

第2条 当事業所は、要支援・要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活の支援を目指した短期入所生活介護サービス（介護予防短期入所生活介護サービス）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当事業所では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅サービス計画または介護予防サービス計画に基づいて、看護、介護、機能訓練、その他日常生活上の世話を行い、居宅における生活を支援することを目指す。

2 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。

3 当事業所では、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携を図り、利用者が統合的介護サービスの提供を受けられるよう努める。

4 当事業所では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようなサービス提供に努める。

5 当事業所では、サービス提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して生活上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

(事業所の名称及び所在地等)

第4条 当事業所の名称所在地等は次のとおりとする。

(1) 事業所名 短期入所生活介護事業所コスモス苑こうほく

(2) 開設年月日 令和3年4月1日

(3) 所在地 長野県長野市小島田北村330番地1

(4) 電話番号 026-214-9199 FAX 番号 026-283-6112

(5) 管理者名 小野里 英一

(6) 介護保険指定番号 (2 0 7 0 1 0 7 5 2 5)

(従業者の職種、員数)

第5条 当事業所の従業者の職種、員数は、下記以上とする。必置職については法令の定めるところによる。

(1) 管理者(兼務)	1. 0 人
(2) 医師(非常勤)	1. 0 人
(3) 生活相談員	1. 0 人
(4) 看護職員	1. 0 人 以上
(5) 介護職員	5. 0 人 以上
(6) 機能訓練指導員(兼務)	1. 0 人
(7) 管理栄養士(兼務)	1. 0 人
(8) 事務職員(兼務)	1. 0 人

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、事業所に携わる従業者の管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 生活相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携を図るほか、ボランティアの指導を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の介護サービス計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の介護サービス計画に基づく介護を行う。
- (6) 機能訓練指導員は、機能訓練の実施に関する業務を行う。
- (7) 管理栄養士は、献立の作成、栄養指導、嗜好調査及び残食調査等利用者の食事管理を行う。
- (8) 事務職員は、介護報酬、経理会計、総務、人事、労務等に関する事務を行う。

(入所定員)

第7条 当事業所の利用定員は、14人とする。

(サービス内容)

第8条 当事業所のサービスは、居宅における生活の支援を目指し、利用者に関わるあらゆる種類の職員の協議によって作成される短期入所生活介護計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な看護・介護並びに日常生活上の世話とする。

(利用者負担の額)

第9条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、送迎料、滞在費、食費、日用生活品費、教養娯楽費、理美容代、個室料、行事費、私物の洗濯代、その他の費用等利用料を、別に定める利用料金表により支払いを受ける。

(通常の送迎の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域を以下のとおりとする。

長野市南部地域（篠ノ井、松代、川中島、青木島、稲里、小島田、丹波島、真島、三本柳）
北部地域（安茂里、伊勢宮、若里、川合新田、中御所、稲葉、栗田）

(事業所の利用に当たっての留意事項)

第11条 当事業所の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 面会は、.....7時から21時まで
- ・ 消灯時間は、.....22時
- ・ 外出・外泊は、.....管理者へ届出、許可を受ける。
- ・ 飲酒・喫煙は、.....飲酒・喫煙は原則として禁止。
- ・ 火気の取扱いは、.....禁止
- ・ 設備・備品の利用は、.....職員に申出、許可を受ける。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは、.....職員に申出、許可を受ける。
- ・ 金銭・貴重品の管理は、.....金銭・貴重品は持ち込まない。
- ・ 外泊等の施設外での受診は、.....事業所の医師の許可を得て受診する。
- ・ 宗教活動は、.....禁止
- ・ ペットの持ち込みは、.....禁止
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・ その他、迷惑行為は禁止する。
- ・ 各種ハラスメント行為は禁止する。

(非常災害対策)

第12条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所職員を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。

- (5) 火災や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる
- (6) 防火管理者は、事業所職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・年2回以上
（うち1回は夜間を想定した訓練を行う。）
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練・・・年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底・・・随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (8) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画（BCP）作成し、また訓練等を計画・実施する。

（緊急時の対応）

第13条 当事業所は、利用者に対し、医師の医学的判断により受診が必要と認める場合、主治医の指示により、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 当事業所は、利用者に対し、当事業所における短期入所生活介護での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合は、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当事業所は、利用者及び代理人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（虐待防止）

第14条 当事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に挙げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 当事業所は、サービス提供中に、当該施設従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（苦情処理）

第15条 提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情を受け付けるための窓口を設置する。

- 2 提供したサービスに関して、介護保険法第23条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

（事故発生時の対応）

第16条 利用者に事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 利用者に対するサービスの提供により、事業所の責に帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに損害賠償を速やかに行う。

（職員の服務規律）

第17条 職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならないこと。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

（職員の質の確保）

第18条 職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

（職員の勤務条件）

第19条 職員の就業に関する事項は、別に定める社会福祉法人ウエルフェアコスモスの就業規則による。

(職員の健康管理)

第20条 職員は、この事業所が行う年1回の健康診断を受診すること。
ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第21条 利用者が使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
2 食中毒及び伝染病(感染症)の発生を防止するとともに蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
3 管理栄養士、調理師等厨房勤務者(委託)は、毎月1回、検便を行わなければならない。
4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務)

第22条 事業所職員に対して、職員である期間及び職員でなくなった後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、事業所職員等が本規程に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第23条 地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、利用定員及び居室の定員を越えて利用させない。
2 運営規程の概要、事業所職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、事業所内に掲示する。
3 介護保健サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要な項については、社会福祉法人ウエルフェアコスモスの理事会において定めるものとする。

付則 この運営規定は、2021年 4月1日から施行する。
2022年 4月1日文言の修正
および第14条 虐待防止に関する項目を設け、以下の条項については番号を順送りとする。
2024年 4月1日から施行する。
業務継続計画(BCP)の記載追加
食費の改定
2024年 8月1日負担限度額認定者の限度額変更

(別紙)

短期入所生活介護のご利用料金について

(2024年8月1日現在)

< 利用者負担説明書 >

短期入所生活介護事業所をご利用される利用者のご負担は、介護保険の給付にかかる**通常1割の自己負担分**と保険給付対象外の費用（居住費、食費及び特別な食費、日常生活で通常必要となるものに係る費用や、理美容代、趣味活動等で使用する材料費等）を**利用料**としてお支払いいただく2種類があります。

なお、介護保険の保険給付の対象となっているサービスは、利用を希望されるサービス毎に異なります。

また、利用者負担は全国統一料金ではありません。介護保険給付の自己負担額は、施設の所在する地域（地域加算）や配置している職員の数で異なりますし、利用料も各施設ごとの設定となっております。当事業所の利用者負担につきましては、次頁以降をご参照下さい。

介護保険には、大きくわけて、入所をして介護保険を利用する施設サービスと在宅にいて種々のサービスを受ける居宅サービスがありますが、それぞれ利用方法が異なります。

施設サービスを希望される場合は、直接施設にお申し込みいただけますが、当事業所サービスは、**居宅サービス**であり、原則的に利用に際しては、居宅サービス計画または介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成したあとでなければ、保険給付を受けることができませんので注意が必要です。また、送迎といった加算対象のサービスも、居宅サービス計画に記載がないと保険給付を受けられませんので、利用を希望される場合は、居宅サービス計画に記載されているか、いないかをご確認ください。

居宅サービス計画は、利用者ご本人が作成することもできますが、居宅介護支援事業所（居宅サービス計画を作成する専門機関）に作成依頼することもできます。

詳しくは、短期入所生活介護事業所の担当者にご相談ください。

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証・負担割合証等を確認させていただきます。

2. 短期入所生活介護の概要

短期入所生活介護は、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持ならびに利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスの提供にあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所生活介護計画が作成されますが、その際、利用者・代理人（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 保険給付の自己負担額

① 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。

以下は1日当たりの自己負担分です。）

・要支援 1	451単位	※介護予防サービス
・要支援 2	561単位	※介護予防サービス
・要介護 1	603単位	
・要介護 2	672単位	
・要介護 3	745単位	
・要介護 4	815単位	
・要介護 5	884単位	

② 送迎を利用する場合は、片道184単位です。

(利用者の心身の状態、家族等の事情からみて、送迎を行うことが必要と認められる場合)

通常の送迎の実施地域は以下のとおりとします。

長野市南部地域(篠ノ井、松代、川中島、青木島、稲里、小島田、丹波島、真島、三本柳)
北部地域(安茂里、伊勢宮、若里、川合新田、中御所、稲葉、栗田)

※上記地区以外の送迎につきましては、ご家族送迎様の送迎対応か、実費をいただきます。

<送迎時間> 平日の対応となります。※土日は、ご家族様送迎をお願いしています。

朝：8時10分 自宅着～9時30分 ショート着 夕：14時30分 ショート発～16時30分 自宅着

※その他については、応相談となります。

- | | |
|---------------------------|------------------------|
| ① サービス提供体制強化加算Ⅱ | 18単位/日です。 |
| ② 療養食加算 | 8単位/回です。(医師の指示せんに基づく) |
| ③ 看護体制加算 | 4単位/日です。 |
| ④ 緊急短期入所受入加算 | 90単位/日です。(対象者のみ) |
| ⑤ 在宅中重度者受入加算 | 421単位/日です。(対象者のみ) |
| ⑥ 生活機能向上連携加算Ⅱ | 200単位/月(対象者のみ) |
| ⑦ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(7日間限度) | 200単位/日です。(対象者のみ) |
| ⑧ 若年性認知症利用者受入加算 | 120単位/日です。(対象者のみ) |
| ⑨ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) | 所定単位数の14.0% |
| ⑩ 看取り連携体制加算 | 64単位/日 |
| ⑪ 生産性向上推進体制加算 | (Ⅰ)100単位/月 ・ (Ⅱ)50単位/月 |

※自己負担額は1単位10.17円の1割あるいは2割・3割(端数切捨て)で請求されます。

(2) その他の料金

- ① 標準負担額食費 1食当たり **朝380円、昼870円(おやつ含む)、夕670円**
※3食合計 ⇒ 1,920円
- ② 居住費 1日当たり**1,360円**、光熱水費700円で、合計**2,060円**です。
- ③ 理美容代 実費(カット：2,200円)希望あればお聞きます。
- ④ 日常生活品費(選択サービス) 100円/日
石鹸、シャンプー、バスタオルやおしぼり等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。
- ⑤ ランドリー代(衣類の洗濯)300円/回 希望者のみ。
- ⑥ 電化製品使用料(選択サービス)20円/日
自宅から持参されたテレビ・ラジカセ(電源を使用するもの)、タブレット・携帯電話などの充電するもの、在宅酸素器具、電気毛布・あんか等を使用された場合にご負担いただきます。
- ⑦ その他(利用者が選定する特別な食事の費用(治療食は含まれません)、教養娯楽費等)は、別途資料で説明します。
- ⑧ その他の料金の負担については、事前に十分な説明を行うとともに、利用者の同意を得る事とします。

(3) 支払い方法

- ・ 毎月12日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の25日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。翌月7日までにお支払いがされない場合は、再度ご連絡させていただきます。
- ・ お支払い方法は、①銀行振込(お手数料が別途必要です)②金融機関口座自動引落とし(八十二銀行等)の方法があります。
利用申込み時にお選びください。